

平成 30 年度第 3 回

北栄町空家対策審議会会議議事録

日 時 平成 30 年 10 月 25 日(木) 午前 10:00 ～ 午前 11:30
場 所 大栄農村改善センター 2 階会議室
会議に招集された者 北栄町空家対策審議会委員
出席者 谷口 敬雄、尾西 正人、張 漢賢、河村 亨次、平井 雄二
磯江 昭徳、米塚 浩二、前田 孝宏
会議に付した事項 別紙資料のとおり

会 議 の 要 旨

開会 事務局	午前 10 時 平成 30 年度、第 3 回北栄町空家対策審議会を開催します。 ※配布資料の確認、 それでは初めに事務局 磯江課長よりご挨拶をいただきます。
磯江 課長	本日は議事進行に対し皆様のご協力をお願いします。会議は①パブリックコメントに対する報告と②D 判定空家等の進め方について、最後に③特定空家等除却事業補助金についてのご報告です。②の D 判定空家等の進め方については、勧告通知を見据えての内容となり、次回審議会で皆様へ報告し審議いただくこととなりますので宜しくお願ひ致します。
事務局	① パブリックコメントに対する報告 ※PowerPoint 資料に沿って説明 以上の内容でもって「北栄町空家等対策計画」を策定したいと思いますのご意見はございませんか。
委員	特になし
事務局	では、これで「策定」とします。 続きまして議事の②D 判定空家等の進め方についてですが、前回の審議会で評価方法については既にご説明しており、事務局にて 3 要素（危険度、地域への影響、立地条件）を 5 段階評価し優先順位を決定し、上位 10 件を抽出しました。 資料は、個人情報に関わりますので個人名、所在地等は伏せております。 ※PowerPoint 資料に沿って優先順位 1 から 10 を説明 優先順位 NO.1 について、抵当権設定されている場合は、どのような方法があるのか尾西 弁護士先生にも相談しながら進めていきたいと思ひます。

北栄町空家対策審議会会議議事録

委員 尾西弁護士	優先順位 NO.1 のように、所有者がいる場合は強制代執行を行い、その間は差押えて費用回収する。 または、抵当権については、抵当権者へ建物は撤去するので、その代わり抵当権を解除いただくように相談し、更地を町で買取るか、売却し費用を回収する。
委員	費用を安価にする方法として、危険個所のみ撤去する方法もある。
事務局	その様なケースもあるかと思いますが、この場合は、敷地に対して 2 面が隣家と接しており、他 2 面が生活道路に接している場所であり、全て解体する必要があります。 この場では結論が出ませんので、別途 尾西 弁護士先生へご相談をさせていただきますので宜しくお願いします。
委員 尾西弁護士	承知しました。
委員	優先順位 NO.3 について空家所有者の対応が難しく、地域へ影響を及ぼしている箇所を自治会が対応する場合について、町からの補助制度は有っても良いと思いますが、いかがでしょうか？
事務局	現在は、ありませんが前向きに検討をしたいと思います。 最後に、③特定空家等除却事業補助金についてご報告します。 ※PowerPoint 資料に沿って説明 以上をもちまして全議事日程を終了しました。 全体をとおして、質問・意見が御座いましたらお受けします。
委員	特になし
事務局	勧告を行う必要があると言う事になれば審議会を開いて審議をお願いすることになりますの宜しくお願いします。それは、これで閉会といたします。 ありがとうございました。
閉会	午前 11 時 30 分